



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

## 新年、明けましておめでとうございます。



東京でオリンピック・パラリンピックが開催される2020年。皆様のご支援のおかげをもちまして、あおぞらコンサルティングは4月に13年目を迎えます。

今年は、十二支のスタートである「子」年であり、新しい体制へと進化する年と考えております。新体制では、「人に関する困りごとを専門的な知識や経験をもって、お客様の立場に立ち、わかりやすいサービスを提供する」という経営理念の達成にこだわって参ります。

業務としては、実務対応が難しい法律の改正や施行が続いている中、厳格性が求められつつある労働時間の管理方法等の提案や同一労働同一賃金の対応としての賃金体系、賃金規程の見直しにも力を入れて参ります。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供してまいります。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。



## 今後の法改正の動き ~今後、施行する法改正の一部をご紹介します~

- **中小企業の時間外労働の上限規制（労働基準法） ~2020年4月1日施行~**
  - 今回の改正により、中小企業においても、有効期間が2020年4月1日以後のみである協定から、時間外労働について罰則付きの上限が法律に規定され、「36協定」の様式も変更になります。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>
- **パートタイム労働者、有期契約労働者（※）に対する均衡・均等待遇の義務化（パートタイム・有期雇用労働法） ~2020年4月1日施行（大企業）、2021年4月1日施行（中小企業）~ ※派遣労働者を除く**
  - いわゆる「同一労働同一賃金」により、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。また、パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができますようになります。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000543664.pdf>  
※派遣労働者については、中小企業においても **2020年4月1日をまたぐ労働者派遣契約から**改正となります。（労働者派遣法）派遣先の通常の労働者との均等・均等待遇を行うか、一定の要件を満たす労使協定での待遇確保が必要です。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000469167.pdf>
- **パワーハラ防止措置の義務化（労働施策総合推進法） ~2020年6月1日施行（大企業）、2022年4月1日施行（中小企業）~**
  - 職場におけるパワーハラ防止のために、相談窓口の設置等、雇用管理上必要な措置を取ることが事業主の義務となります。
- **セクハラ、マタハラ等の不利益取扱禁止（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等） ~2020年6月1日施行~**
  - 各種ハラスメントに関して相談を行った労働者に対する不利益な取扱を行うことが禁止されます。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000527867.pdf>
- **外国人雇用状況の記載内容が追加（労働施策総合推進法） ~2020年3月1日~**
  - 2020年3月1日以降、雇入れ、離職をした外国人雇用状況の届け出において、在留カードの番号の記載が必要となります。なお、雇用保険の被保険者とそれ以外で届出方法が異なります。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000565016.pdf>



### ★社会保険、労働保険に関する各種改正★ ~2020年4月1日~（※は大企業のみ）

- 満64歳以上（4月1日時点）である高齢被保険者の雇用保険料免除措置廃止
- 雇用保険の被保険者が外国人の場合、在留カードのローマ字氏名を「個人番号登録・変更届」に記載
- 健康保険の被扶養者における国内居住要件の追加 ● 労働・社会保険関係手続きにおける電子申請義務化（※）

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277